

第3号様式（第4条関係）

（表）

5.5センチメートル	第 号
	身分証明書
	職名 氏名
	上記の者は、江戸川区公契約条例第25条第1項及び第2項の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。
	年 月 日発行
	江戸川区長
	9.1センチメートル

（裏）

江戸川区公契約条例（抜粋）
（報告の要求等及び立入調査）
第25条 区長は、第23条の規定による申出があったときその他この条例に定める事項の履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、検査、質問その他必要な調査をさせることができる。
2 区長は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認めるときは、受注関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注関係者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、検査、質問その他必要な調査をさせることについて、協力を求めることができる。
3 前2項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
4 第1項又は第2項の規定による立入調査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。